

長野県高遠高等学校

いじめ防止等のための基本的な方針



平成31年 改訂

いじめ防止対策委員会

## 目次

はじめに	2
一 いじめ防止等のための対策の基本的な方向	3
1 いじめ防止等の対策の目指す方向	3
2 いじめとは	3
(1) いじめの認知	
(2) 見えにくいいじめ	
(3) いじめの背景	
3 いじめ防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめを未然に防ぐために	
(2) いじめを早期に発見するために	
(3) いじめに適切に対応するために	
二 いじめ防止等のための取り組み	5
1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	5
(1) 構成	
(2) 取り組み	
2 未然防止の取り組み	6
(1) いじめの起きにくい学校、学級づくり	
(2) いじめは絶対に許さないという姿勢の周知	
(3) 生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援	
3 早期発見の取り組み	7
(1) 日常活動を通じた早期発見	
(2) 相談体制の充実	
(3) アンケートやチェックリストの活用	
4 いじめへの対応	8
5 ネット上のいじめへの対応	9
6 その他	9
(1) 教員が生徒と向き合う時間の確保	
(2) 学校評価や教員評価の取り組み	
7 学校、地域、関係機関、関係団体との連携した取り組み	10
(1) 保護者の役割	
(2) 地域におけるいじめ防止等の取り組みとの連携	
(3) 関係機関、関係団体との連携	
8 重大事態への対応	11
(1) 重大事態発生時の報告	
(2) 重大事態の調査	
(3) 調査方針及び結果の提供と報告	

# いじめ防止等のための基本的な方針

長野県高遠高等学校

## はじめに

いじめは、生徒の心身の健全な発達や人格の形成に重大な影響を及ぼすのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるなど、解決が困難な事案につながる恐れのある深刻な問題である。

いじめはどの子どもにも、どの集団においても起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなる可能性がある。また、いじめを受けた子どものみならず、いじめを行った子ども、観衆としてそれをはやし立てたり、傍観者としてこれを見て見ぬふりをしたりした子どもを含むすべての子どもの心身の健全な発達の大きな妨げとなることを本校全教職員の共通認識として捉え、いじめ問題に取り組む。

ここに、いじめ問題の克服に向けて、学校・家庭・地域・その他の関係者が連携を強化し、いじめの防止、早期発見及びその対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止対策推進法」第12条に基づき、国、長野県の基本方針を参酌し、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定する。

# 一 いじめ防止等の対策ための基本的な方向

## 1 いじめ防止等の対策で目指すすがた

- (1) 21世紀を担う豊かな人間性と人間関係力を持った生徒を育てる学校
- (2) 自ら目標を見つけ、進路を切り拓いていく生徒を育てる学校
- (3) 生徒と教職員が力を合わせて人権が尊重される安心安全な学びの場を築く
- (4) いじめが起きたときは、被害生徒の気持ちに寄り添い、学校、家庭、その他の関係者が連携して支援・指導できる学校
- (5) 地域に根ざし、地域から信頼される学校

## 2 いじめとは

いじめとは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (1) いじめの認知

上記のいじめの定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立ち、本人や周辺の状況等を客観的に確認するなどして、学校のいじめ防止等の対策のための組織により、複数の教員で行う。

いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せず、いじめの可能性のある事象について広く認知の対象とする。その際、「いじめ」という言葉でくくることなく、具体的な行為と児童生徒の気持ちを結びつける。

また、いじめを受けた児童生徒や周囲の児童生徒に、いじめに気づいたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童生徒との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、心理的・精神的な被害に目を向けていく姿勢を作る。

### (2) 見えにくいいじめ

代表的ないじめ

・冷やかす ・からかい ・無視 ・いたづら ・嫌がらせ ・たかり

これらの行為だけを見れば、好ましくはないものの、日常的なトラブルといえる。しかし、こうした些細な行為を継続的に複数の者から繰り返されることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感がつのり、精神的に追い込まれていく。

さらに、暴行や傷害、恐喝などのように犯罪行為として扱われるものにエスカレートしていく危険性もある。

いじめは、大人の目につきにくいように行われる事が多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいても「ふざけ」や「遊び」、「よくある事」などと判断され見逃されたりしてしまうこともある。さらに、「解決が不十分だと余計にいじめがエスカレートする」と感じている生徒もおり、自分から訴えられないこともある。

### (3) いじめの背景

いじめには、多様な背景が考えられる。例えば、次のような要因によりストレスを感じたり、ストレスに適切に対処することができなかつたりする場合がある。

- ・直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。(地域社会)
- ・心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかたりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。(家庭)
- ・生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。(学校)

他にも、他人に対する偏見や思い込みから相手を受容できずに排他的になることがある。また、スマートフォンなどの情報端末機器の所有率増加に伴い、SNS上で誹謗中傷や肖像権を侵害されるなどの事案が増加している。

## 3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめを未然に防ぐために

学校では、次の点を念頭に置いて、いじめが発生してから対応するという考え方ではなく、問題が発生しにくい集団をつくる(未然防止)学校づくりを行う。

- ・生徒に「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」とことや、命の尊さについて理解を促す。
- ・生徒が充実感や自己有用感を感じられる教育活動を展開し、集団の一員としての自覚や自信を育み、自己肯定感を高め、ストレス等に適切に対処できる力を育成する。
- ・生徒間のささいなトラブル(日常的衝突)は人間関係づくりをする機会であり、社会化のプロセスとして大切であるが、いじめにつながる可能性を排除せず、児童生徒が自他を理解し、相手との関係を築く力を育めるよう指導する。
- ・生徒が安心して毎日を過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた集団づくりを行う。

## (2) いじめを早期に発見するために

学校、家庭、地域の大人が連携して生徒を見守り、いじめを見逃さないようにするために、次のような点を大切にして、いじめにいち早く気づき、迅速な対応をする。

- ・ 「いじめは見えにくい」ということを認識し、児童生徒のささいな変化や兆候であっても見逃さず、いじめを積極的に認知する。
- ・ 定期的なアンケート調査やチェックシートの活用、相談窓口の周知をおこない、生徒や保護者がいじめを訴えやすいようにする。
- ・ 教職員と児童生徒・保護者との信頼関係を築くなど、普段から相談しやすい環境を整備し、生徒が相談することのよさを感じられるようにする。
- ・ 学校は地域に開かれた学校づくりを進める。また、地域では、学校と家庭、地域が連携していじめの早期発見ができるような体制を整える。

## (3) いじめに適切に対応するために

学校でいじめが確認された場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに組織的対応をする。そのために、いじめ対応マニュアルの充実を図り、関係する生徒への指導・支援のあり方や保護者との連携について全職員が共通理解をしておく。

また、学校の取組の充実を図り、指導の効果を十分にあげるためには保護者の理解と協力が欠かせない。さらに、事案によっては心理や福祉の専門家の助言や、警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等関係機関との適切な連携も必要となる。そのため、学校と地域の関係機関が日頃から顔の見える関係づくりを心掛ける。

# 二 いじめの防止等のための取組み

## 1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

本校では、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの防止等の取組を実効的に行う。事案の状況に応じ、学級担任や部活動顧問など、関係の深い教職員を追加するなど、柔軟に拡充を図る。

### (1) 構成

学校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

必要に応じて、当該学年主任・学級担任・部活動顧問等の参加や、外部専門家（スクールソーシャルワーカー等）を加える

### (2) 取り組み

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成。

- 学校いじめ防止基本方針のP D C Aサイクルでの検証、必要に応じた見直し。
- 児童生徒、学校職員、保護者等のいじめの相談・通報の窓口。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、職員の情報共有。
- いじめの疑いに係る情報があった時の組織的対応の中核

## 2 未然防止の取り組み

学校では、生徒が本来もっているよさや可能性を引き出すなどの予防的・開発的な生徒指導を推進し、健全な社会性を育むとともに豊かな情操を培い、相手の気持ちや立場を慮り、自分も相手も大切にすることを養う。また、生徒が過度なストレスをため込まないようにするとともに、ストレスを感じた場合でも適切に対処できる力を育む。

### (1) いじめの起きにくい学校、学級づくり

#### ア 日々の授業の充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善と学習内容の確実な定着。
- ・「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり。
- ・思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で、児童生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられる道徳教育の充実。

#### イ 生徒が主体的に取り組む活動の位置づけ

- ・相手の感じ方や考え方を尊重したり、自分の思いや考えを伝えたりすることができるコミュニケーション活動の設定。
- ・児童生徒が自分の役割を自覚し、仲間と気持ちを一つにして取り組むことによって協力の大切さに気づき、達成感を味わえる活動の設定。

#### ウ 体験活動の充実

- ・生徒が挑戦することで、達成感、感動、人間関係の深まりが感じられ、自己有用感が高められる活動の工夫。
- ・多様な価値観を認め合ったり、自分に自信をもったり、生き方にあこがれをもったりできるような異学年交流や学校種間交流、地域の方と連携した行事の工夫。

#### エ 職員の研修

- ・教師自身が人権感覚を大切にされた教育活動を展開する。なお、教師の不適切な認識や行動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長した

りすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。特に、以下に挙げる児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性や環境を踏まえた適切な支援ができるよう、スクールカウンセラー等、専門家の助言を得ながら、各学校の状況に応じた研修を実施する。

- ① 発達障がいを含む障がいのある児童生徒
- ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
- ④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ⑤ その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒

(2) いじめは絶対に許されないという姿勢の周知

- ・ 「いじめは絶対に許さない」、「いじめられてよい子は一人もいない」という学校の姿勢や、いじめ防止等に関する学校の考え、取組等の保護者や地域への発信。全校集会やPTAの会合、地区懇談会等での周知。
- ・ 人権教育強調月間、定期的な教育相談、アンケートなどの年間計画への位置づけ。
- ・ 保護者や地域とともにいじめ防止等の取組を考え合う機会の設定。

(3) 生徒のいじめ防止等のための主体的活動の支援

- ・ 生徒による、自他の人権を守り、大切にしようとする活動や、自尊感情を高め、コミュニケーション能力をはじめとする人間関係形成能力を育てる活動、情報機器の使用に関する申し合わせづくりなどの活動への支援

### 3 早期発見の取り組み

(1) 日常活動を通じた早期発見

- ・ 生徒の表情を観察したり、声かけをしたりする、共に過ごす時間の確保。
- ・ 学年会や教科会での情報交換。
- ・ 学年室の設置など、生徒が日頃の悩みや相談したいことを直接伝えられる工夫。

(2) 相談体制の充実

- ・ 生徒や保護者、地域の方が安心して相談できるように、相談者の意向を尊重した対応を提示するなど、相談窓口の工夫、「子ども支援センター」、「学校生活相談センター」、「チャイルドライン」、「SNSを活用した相談」等校外相談窓口の周知。
- ・ 保健室での相談や相談室の利用などいつでもだれにでも相談できる工夫。
- ・ スクールカウンセラーとの積極的な連携。

- ・ 教育相談日や相談の時間の設定等による、すべての児童生徒との計画的な相談実施
  - ・ 校内の「いじめ防止対策委員会」を中心とした確実な情報共有。
- (3) アンケートやチェックリストの活用
- ・ アンケートと個別面接を組み合わせた取組の実施。  
(例)「アセス」「学校生活アンケート」「5分間ショート面接」等の活用
  - ・ 児童生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性についての現状把握。
  - ・ チェックリストを用いた担任自らの学級経営の点検。
  - ・ 保護者向けアンケート、チェックリストを活用した家庭での早期発見の協力依頼。

#### 4 いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策委員会」に、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、当該組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることになる。そのため、全職員が組織的対応の仕方を以下のポイントをもとに共通理解しておく。

- いじめ対応マニュアルを全職員で共通理解し、手順を明確にする。
- 支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担を組織で決定する。
- 全体像の把握（事実確認）…いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等の情報を共通理解する。
- いじめられた児童生徒、保護者への支援…必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、児童生徒に寄り添い支える体制づくり等をおこなう。
- いじめた児童生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に十分留意した適切な指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかわりの継続等により、自己肯定感・自己有用感を高め、再びいじめに向かうことのないよう再発防止に努める。
- いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解をする。
- 県教育委員会への報告。保護者への連絡と連携した支援・指導をおこなう。
- 必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制を構築する。

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること

## ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

## 5 ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。

- ・未然防止の観点から児童生徒に対して情報モラル教育を推進するとともに、保護者に対する啓発を行い、協力を得る。
- ・インターネットの適正利用について、児童生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進する。
- ・児童生徒間の情報に注意するなど、インターネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために、関係機関に相談するとともに、削除依頼の措置を講ずるなど適切に対処する。

## 6 その他

### (1) 教員が生徒と向き合う時間の確保

学校では、教員が児童生徒と向き合い、共に過ごす時間を確保するため、教員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えたり、仕事の内容を整理したりするなどして、校務の効率化に努める。

### (2) 学校評価や教員評価の取扱い

- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。各学校は評価結果を踏まえ、PDCAサイクルで取組の改善を図る。
- ・教員評価で、いじめの問題を取り扱うに当たっては、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応など組織的な取組等が評価されるよう留意する。
- ・学校評価および教員評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の取組等を評価するよう留意する。

## 7 学校、地域、関係機関、関係団体との連携した取り組み

いじめ防止等の取組は、学校だけでなく、学校と家庭、地域、関係機関・関係団体とが連携して様々な取組を工夫することが有効である。

### (1) 保護者の役割

保護者は、子どもの教育について第一義的な責任を有することを認識し、子どもたちが安心して生活できる環境を整え、温かな人間関係の中で、子どもに思いやりの心や、規範意識、正義感などを育む。

また、子どもの誰もが「いじめる側」にも「いじめられる側」にもなる可能性があることを理解し、寄り添い、支えることが必要である。

- ・ 日ごろから子どもが悩みを相談しやすいような雰囲気づくりに努めるとともに、保護者自身も困ったときに子育てに関する専門機関に相談する。
- ・ 子どもと共に過ごす時間を大切にし、子どもを理解するとともに、子どもの変化やSOSに気付くよう努める。
- ・ 基本的な生活習慣の確立や、情報器機の使用のルールを子どもとともに考えるなど、家庭におけるルールづくりに努める。また、保護者自身もインターネットの適正利用に関わる知識を身につけるための研修会等に積極的に参加する。
- ・ 学校の教育方針や教育活動への理解や協力に努めるとともに、普段から学校とコミュニケーションをとるよう心がける。

### (2) 地域におけるいじめ防止等の取組との連携

- ・ P T A活動によるいじめ防止等の取組の推進。
- ・ 地域人材の学校教育活動への参画。また、生徒と家庭や地域の多くの大人が接するような取組の学校教育計画への位置づけ。
- ・ 公民館活動や青少年健全育成事業への生徒の積極的な参加。
- ・ 地区懇談会等での地域における児童生徒の状況の把握。
- ・ 不登校等長期欠席児童生徒が、学校外の居場所や家庭で相談を受けられる体制整備の検討

### (3) 関係機関・関係団体との連携

- ・ 児童相談所や警察など関係機関、医療機関、教育委員会、子育てや福祉に係る機関との情報交換等日常的な連携。
- ・ スクールサポーターの活用による防犯教室などの実施。
- ・ 外部専門家や民間団体によるいじめ防止等の啓発活動の活用。

## 8 重大事態への対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」「不登校重大事態に係る調査の指針(平成28年3月文部科学省)」に基づき、適切に対応する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に報告、調査する。
- ※その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

学校は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始する。また、不登校重大事態の場合は、欠席の継続により重大事態に至ることを早期の段階で予測できる場合も多いと思われることから、重大事態に至るよりも相当前の段階から長野県教育委員会に報告・相談するとともに、迅速かつ適正に組織的対応をする。

- 事案発生直後に教職員の共通理解を図り、速やかに「いじめ防止対策委員会」を中核とし、対応チームを組織
- 関係児童生徒への事実確認と関係児童生徒の保護者への迅速な連絡、連携した支援・指導。
- 関係機関等(警察・医療・消防・教育委員会・PTA等)への緊急連絡と支援の要請、連携体制の構築。
- いじめられた児童生徒の安心・安全の確保  
「あなたは悪くない、必ず守り通す」というメッセージを伝え、安全・安心を確保し、学習やその他の活動が安心して行える環境を整備。学校体制での見守りと、スクールカウンセラー等による心のケアの継続。
- いじめた児童生徒への指導  
いじめを完全にやめさせ、自分の行為の責任を自覚させる指導を、健全な人間関係を育むことができるような配慮のもと継続しておこなう。

### (1) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は速やかに長野県教育委員会報告する。

## (2) 重大事態の調査

「いじめ防止対策委員会」は、いじめられた生徒の保護者の訴えなどを踏まえて速やかに調査をおこなう。調査にあたっては、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図り、公平性・中立性・客観性を確保する。

- ・ 調査の目的は、当該事態への対処と同種の事態の発生を防止すること。
- ・ 因果関係の特定を急がず、アンケート調査、児童生徒や関係者への聴き取り等を行い、客観的な事実関係を速やかに、可能な限り網羅的に明確にする。  
※いじめ行為がいつ、だれから、どのように行われたか。いじめの背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか。学校教職員はどのように対応してきたか。
- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、遺族の気持ちに十分配慮しながら自殺の背景調査を実施することが必要。亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指す。

※背景調査については、「国の基本方針」の（自殺の背景調査における留意事項）を十分 配慮したうえで、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針（改訂版）」（平成 26 年 7 月文 部科学省）を参考とする。

## (3) 調査方針及び結果の提供と報告

ア 調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対しては以下の各事項について説明する。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項（いじめの事実関係、教育委員会及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- ⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）
  - ・ 学校は、調査により明らかになった事実関係を適時・適切な方法で説明する。そのため、いじめられた児童生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過や見通しを知らせておく。
  - ・ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、その保護を理由に説明を怠るようなことがないようにする。

イ 調査結果の報告

- ・ 学校は、個人情報保護条例等に従って、被害児童生徒・保護者に情報提供及び説明を適切に行う。

- その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望し、調査の報告に対する所見をまとめた文書を提出した場合は、それを調査結果の報告に添える。
- 調査により把握した情報の記録は、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましい。